

## 2 各主体における留意事項

### 建設工事発注者

- ・足場の上での高所作業が少なくて済む工法の採用と、足場からの墜落防止対策に必要な経費について配慮してください。

### 特定元方事業者・元方事業者

- ・「注文者」として各種の措置が義務付けられていることを踏まえ、各作業段階における安全確保のための実施事項に留意し、関係請負人が墜落防止措置を採るために必要な経費についても配慮してください。

### 足場を設置する事業者

- ・足場の設置計画の作成、計画に基づく作業の実施に当たっては、各作業段階における安全確保のための実施事項に留意してください。
- ・複数の事業者が同一の足場を使用する場合は、足場上での作業を行う事業者とも協議の上、作業の実情に応じた足場の設置に努めてください。

### 足場を設置する事業者以外の事業者

- ・足場の墜落防止措置等に問題が認められた場合には、元方事業者と協議の上、必要な措置を採ってください。

### 足場に関連する作業を行う労働者

- ・事業者から安全带等の使用を命じられた場合には、労働者は従う義務があることに留意してください。

安全帯の使用を指示されたにも関わらず、作業の邪魔になるため使用せずに墜落

ルールを遵守した安全な作業に努めましょう！

### 労働災害防止団体、関係業界団体

- ・各作業段階における安全確保のための実施事項を各事業者が適切に実施できるよう、指導・援助を実施してください。

### 足場機材メーカー

- ・足場ユーザーの作業性の向上に配慮した適切な機材の開発、必要とされる足場機材の安定供給に努めてください。

### 行政

- ・関係団体と連携の上、あらゆる機会をとらえて、関係者に対して措置の周知及び徹底に努めます。

関係者が一丸となって、足場からの墜落・転落災害の大幅な減少に向けた「総合的な対策」を推進しましょう！

災害事案における安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況

分析対象：378件

- ・組立解体時の最上層からの墜落：100件
- ・通常作業時等：278件

安衛則に基づく措置  
「有」：31件（8.2%）

不安全行動等  
「有」：26件

不安全行動等  
「無」：5件

安衛則に基づく措置  
「無」：347件（91.8%）

不安全行動等  
「有」：121件

不安全行動等  
「無」：226件

○ 足場からの墜落・転落災害の9割以上は安衛則に基づく措置が適切に実施されていない現場で発生しています。

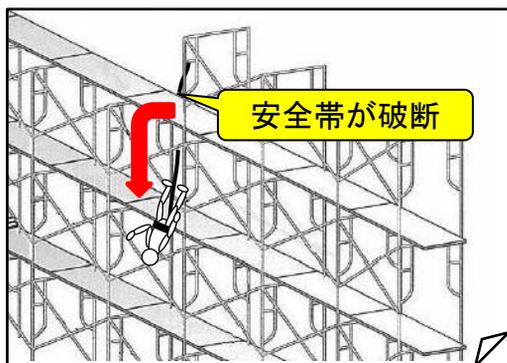
○ 足場からの墜落・転落災害の更なる減少を図るため、安衛則に基づく墜落防止措置（※）の徹底を図りましょう。

※ 墜落防止措置の具体的な内容は、3ページを参照してください

- 「安衛則に基づく措置」を実施しており、かつ、「不安全行動等」も認められなかった災害事例には、次のようなものがあります。
- 以下の災害事例を参考として、安衛則に基づく墜落防止措置に加え、「安全帯の点検」等の管理的対策の徹底を図るとともに、「より安全な措置」の積極的な採用に努めてください。

【災害事例①】

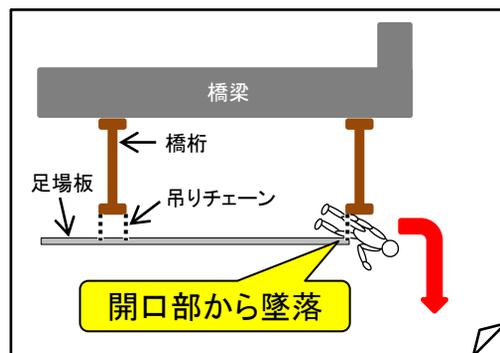
- ・ 足場の組立作業を実施していた際に足を滑らせて墜落したもの。
- ・ 安全帯は使用していたが、墜落した際にロープが破断したことにより、墜落を食い止めることができず、被災したもの。



「安全帯」の機能を点検し、不良品は取り除きましょう！

【災害事例②】

- ・ 橋梁の点検作業中、めまいが発生し、「つり足場」の開口部から墜落したもの。
- ・ 開口部は、足場を固定するチェーンの設置箇所であり、作業床からの高さは約37cmであった。



「幅木」の設置等の「より安全な措置」を積極的に採用しましょう！

○イラスト等出典

※1 [エスアールジータカミヤ株式会社ホームページより] ※2 [足場の組立て等工事の作業指針 建災防] ※3 [株式会社アイチコーポレーションホームページより] ※4 [建築物等の鉄骨組立て等の作業指針 建災防]  
※5 [株式会社トーケンホームページより] ※6 [アルインコ株式会社ホームページより] ※7 [ポリマーギヤ株式会社ホームページより] ※8 [藤井電気株式会社ホームページより]

※ 本リーフレットは、厚生労働省の委託事業として佐藤工業株式会社が実施している「墜落・転落災害防止対策推進事業（建設業）」の一環として作成したものです。

◆ 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に関する詳しい内容は、厚生労働省ホームページをご覧ください。